

**【質問事項】**

1 行財政改革について

(1) 埼玉から地域主権モデルを

**【質問要旨】**

- ・ これからの地域主権を真に確立するため、県から市町村への分権にどう取り組むのか。
- ・ 九都県市首脳会議を舞台とした広域行政にどう取り組むのか、地域主権の実現に向けた今後の埼玉県の取組みについて伺う。

**【答弁要旨】**

藤澤慎也議員の「行財政改革について」の御質問に、お答え申し上げます。

まず、「埼玉から地域主権のモデルを」のうち県から市町村への分権にどう取り組むのかについてでございます。

地域主権といえば「ニア・イズ・ベター」という言葉で表すことができるのかな、とりあえず住民に身近な行政はできる限り住民に近いところで行うという考え方であります。

地域主権を実現し、市町村が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組めるよう、積極的に市町村への権限移譲を進めてまいりました。

その結果、平成23年度は住民生活に密接な福祉や消費生活など133事務を市町村に移譲しており、これは全国でも上位の実績でございます。

具体例を言えば、パスポートの申請・交付事務でございますが、これは、市町村は市町村の役所に窓口を開設することができるということでございます。

現在、19の市町村でパスポートの窓口が開かれているという現況です。

これまで、住民の皆さんは県のパスポートセンターに来なければいけなかったということが身近な役所でパスポートの申請・交付ができるということになっております。

まさにこれなどは「ニア・イズ・ベター」という事例かと思えます。

また、国においても地域主権改革における市町村への権限移譲の最初の成果として、昨年8月に第2次一括法が成立しました。

これにより、未熟児の訪問指導など住民に身近な市町村が担うことが望ましい事務が市町村へ移譲されます。

いままで未熟児の訪問指導というのは県の保健所の職員が、保健師さんなどがやっていたわけですが今後は市町村の保健師が未熟児の家に訪問して様々な指導ができる、顔見知りの保健師などがその市町村内でいろんな訪問ができるということで特に未熟児の訪問などは非常に親しみが持てて安心感があるということで有効だというふうに思いますので、こういった部分ができるようになった。

一方、今回の一括法によって市町村へ移譲される事務が地方分権改革推進委員会の第一次勧告で対象とされた事務の半分にしかすぎないということでございます。

したがって、まだまだ一括法で対象とならなかった事務も含めて国はもっとがんばらなきゃならないのかなと思っています。

一方、私たちは本県の市町村に対しては国の法改正を待つだけではなくて、意欲が有れば第1次勧告に盛られた部分に関してはほとんど事務の移譲が受けられますので、それを受けてくださいというお勧めはしております。

そのときも、移譲に当たっての分権推進交付金という形でお金の裏付けも付けるというやり方で、あるいはまた県の職員を派遣したり、また、市町村職員の実務研修を受入れたりしながら、できるだけ身近にやったらどうですかという問いかけもさせていただいているところでございます。

次に、九都県市首脳会議を舞台とした広域行政にどう取り組むかについてでございます。

九都県市首脳会議では、首都圏に共通する課題について、各都県市の首長が一堂に会し、じかに意見交換を行う、しかもただ意見交換しただけではなくて合意した事項を必ず実現しようという、そういう成果を出すところに大きな特色を持っております。

これまでに、例えば国が本腰を入れて取り組もうとしなかったディーゼル車の排ガス規制について、共同で排出基準を設定して、実際の取組としても、路上での一斉取り締まりを行い、首都圏全域で浮遊粒子状物質の環境基準を達成することができたことなどがあり

ます。

またお話にもありましたように、青少年の健全育成ではインターネットカフェへの深夜入場の禁止、また有害図書の区分陳列などは各都県市でバラバラでしたので、これを一番厳しいところに合わせていくよう切り替えて、一緒に取り組んでいます。

今、広域連携のメリットというのは、やはり一つの自治体の取組で限界があるそういう内容についてできるだけ全体で形を整えていくということを中心にやっております。

現在、首都圏においては、東日本大震災を踏まえた帰宅困難者対策、これはまさに広域でございますので、この問題に取り組んでいるところでもあります。

それから、人身事故に占める自転車事故の割合というものがどんどん高くなってきておりますので、自転車の安全利用についても広域的な取り組みについて今課題として取り上げております。

いずれにしても、この地域主権というのは、一方で分権化させていく権限移譲もありますが、一方では大きく網を広げてやっていくという二面の側面があるのかな、というふうに理解しているところです。

#### 【質問事項】

- 1 行財政改革について  
(2) 埼玉から新しい統治機構モデルを

#### 【質問要旨】

- ・ 各部局に予算編成権、組織定数編成権、人事権を移譲する県庁内分権という新しい統治機構モデルを全国に発信すべきではないか。  
最小・最強の県庁を目指し、より一層の行財政改革を進める、知事の考えを伺う。

#### 【答弁要旨】

次に、「埼玉から新しい統治機構モデルを」についてでございます。

より現場に近い部署が責任を持って仕事を行うことが望ましいという考え方はそのとおりだと思います。社会福祉法人の定款変更や道路の占有許可など県民生活に関わりの深い権限を地域機関に委譲するというようなこともやってみりました。

また、行政の効率性の観点から、事務レベルのものは知事から部長へと、場合によっては部長から課長へとというような委譲も随分進めてきました。

一方で、御提案の各部局ごとに予算、組織、人事を任せるという県庁内分権について、理解できないことはないんですが、私はどちらかといえば否定的に捉えています。

なぜかという、県は国ほどひどくはありませんが、部局が一つの殻の中に入って、飛び出そうとしない、そういうきらいがあります。

場合によっては、相互不可侵条約を結んで、お互いに文句は言わない言わせない、こういったこともなきにしもあらずです。

また、私自身から見ていると、内部でもっと異論をぶつけあっても良いのではないかと思うんですが、案外ぶつけあわないです一っと上の方まで上がってくる、こういう実態があります。

私はそれが一つの部局に人事も予算も組織も全部権限があるという形になっていくと、これはもう割拠主義になっていくのではないかというような気持ちを持っております。

むしろ、一つの部局で完成させるのではなくて、財政あるいは人事、あるいは監査を通じて互いに関与させていくということで最小限度のチェックが入っていく、この方が緊張感があるのではないかというふうに思っております。

国では、各省庁そのものが、それぞれ個別に人事の採用もしていますから完全に割拠主義です。

ハローワークで忙しいからみんなが待っている、じゃあ関東農政局が手伝いに行くかというところ全くそれはあり得ない。

もし県がハローワークをやれば、当然忙しければかつて産労部にいたメンバーのうち何人か余裕のあるメンバーが手伝いに行くとかですね、そういう人事配置ができるんですが、

国の場合は一切それができないと、まさに割拠主義の悪い部分が出ているというふうに思っていますので、御提案の部分については若干疑問を持っているところでございます。

今、統治機構改革の議論がたくさん出ております。もちろん、統治機構の議論、改革の議論が出て悪いとは言えませんが、基本的にはもうちょっと自治体同士が競い合うようなそういうルールを、言わば「善政競争」というんでしょうか、善い政治や行政を行う「善政競争」というのがルールになってきた方がいいんじゃないかと思います。

文部科学省の学力テストがいい見本だと思います。

あれが発表されました。秋田県は1位だと。秋田県はもっと頑張らなければというふうになっています。

沖縄県は最下位でした。大阪府は下から3番目、怒り狂っていました。でも、一生懸命頑張ろうとそういう気持ちになっています。みんなが頑張ろうという気持ちになりました。事実を知ることです。

だから今回、また学力検査の順位を発表しないという文科省は一体何を考えているのだろうか。人生の中で競争はあるし、世界中で競争が始まっているのに、何を一体考えているんだと私は思ったりします。

埼玉県でも実は中学生の不登校の出現率、これは県内でも把握していなかった。全国で何番目に悪いのか、いいのか。市町村の教育委員会でも把握していなかった。でも、これを毎年市町村の教育委員会に、今あなたの市町村では不登校の出現率はこのくらいですよ、ということを行うことによって、全国で不登校の出現率が最も高い方にいたんですけど、今は最も低い方に来ています。

やっぱりそういうことを、競争し合うような世界を作らなければいけないな、というふうに私は思っています。

いずれにしても、事実を知らないで頑張ろうとか制度が悪いとか言っても、物事は良くならない、こんなふうに思っています。

そういう行政モデルを作っていく方が、本当の意味での分権改革になっていくのではないかと、もちろん、統治機構の改革を訴えるのは悪いことではありませんが、それ以上に大事なことはもっとあるのではないかと、というような考え方を持っております。



**【質問事項】**

2 埼玉エコタウンプロジェクトの最新情報発信を

**【質問要旨】**

- ・ 埼玉エコタウンプロジェクトの情報発信をどのように行っていくのか。

**【答弁要旨】**

御質問2「埼玉エコタウンプロジェクトの最新情報発信を」についてお答えを申し上げます。

エコタウンプロジェクトの内容について県民や地元関係者に十分御理解いただくとともに、民間事業者の事業参入につなげるための仕掛けとして情報発信は大変重要でございます。

最も効果的な情報発信は、プロジェクトが着実に進んでいる姿をいち早く見せることではないかと思えます。

そのため、新年度当初に選定する市町と連携し、プロジェクトが一刻も早く進むよう全力で取り組んでまいります。

一方で、本プロジェクトは、市町全域で取り組むことや事業内容によって進捗状況が異なるため、エコタウンの全体像を早い段階から見せることは難しいと思われます。

こうしたことから、プロジェクトの内容を紹介する情報センターの必要性やインターネットなどによる効果的な最新情報の発信のあり方についても検討してまいります。

また、レイクタウンには国内最大級の太陽光パネルを備えたショッピングセンターを始め、太陽熱システムで各戸の給湯を賄うマンション、地中熱を空調に利用する事務所もございます。

今後、越谷レイクタウンにおけるこうした先進的な取組を積極的に紹介し、エコタウンプロジェクトの推進に活かすよう努めてまいります。

【質問事項】

3 生活道路における交通事故防止対策について

【質問要旨】

- ・ 人優先の交通安全対策の一環である「生活道路における交通事故防止対策」をどのように推進していくのか、警察本部長のご所見を伺いたい。

【答弁要旨】

御質問3「生活道路における交通事故防止対策について」、お答えを申し上げます。

県民の方々が身近に利用されている、幅員5.5メートル未満のいわゆる生活道路で発生する人身事故の件数は減少しているものの、人身事故全体に占めるその割合は、平成17年の22.7%から年々増加し、昨年は28.4%となっております。

平成18年9月には、川口市戸塚東地内において保育園児ら21人が死傷する交通事故が発生しましたが、これを契機として、翌19年2月に同地区周辺の道路で最高速度30km/hの区域規制を実施したところであります。

この取組みは、生活道路における交通安全のための施策として評価され、更に要望があったことから、昨年、川口市内の7つの地区を選定し最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置及び拡幅など、道路管理者と連携し歩行者及び自転車の安全な通行空間の整備に取り組んでいるところであります。

この整備が終了した同芝地区及び西川口地区における整備の前後6ヶ月間の交通事故の発生状況を検証したところ、整備後における交通事故が16.9%減少し、一定の効果が認められたところであります。

この対策は、歩行者等の通行の安全が最優先される生活道路対策として、全国に先駆けたモデルケースとして位置づけられ、平成24年度から全国において、住居地区等の交通安全の向上を図る目的で「ゾーン30」と名付けられた施策として道路管理者と連携し推進することとされたところであり、本県では、今後5か年で約170箇所整備する計画であります。

県警察といたしましては、今後、歩行者優先の信号システムなども取り入れるとともに、道路管理者等関係機関と連携しながら生活道路における交通事故防止対策を強力に推進し



てまいります。

【質問事項】

4 子供達と向き合う時間を ～教職員の多忙化対策について

【質問要旨】

- ・ 検討委員会では、どのような課題、問題点が指摘されているのか。
- ・ この報告を受け、今後具体的にどのような対応、対策を取っていくのか。
- ・ 今回の検討委員会のような形で、新学習指導要領が実施された後の検証は行うのか。

【答弁要旨】

御質問4「子供達と向き合う時間を ～教職員の多忙化対策について～」お答えを申し上げます。

まず、「学校における負担軽減検討委員会では、どのような課題、問題点が指摘されているのか」についてでございます。

近年の学校を取り巻く環境の変化の中で、学校教育に対する期待や学校教育が抱える課題が複雑化・多様化しております。

このような中、学校の管理運営や外部対応にかかわる業務が増えてきており、結果として教職員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保できない状況がございます。

この検討委員会では、学校に対しての各種調査や報告書作成の事務、また、会議への出席回数などについての問題点が指摘されております。

また、学校外で研修を受講する場合、学級担任を持つ教員が、研修で学校を離れることによる問題点が指摘されております。

なお、登下校時の安全指導や部活動などへ、保護者や地域住民の方に参加していただくことも、課題に加えて検討しております。

次に、「この報告を受け、今後具体的にどのような対応、対策を取っていくのか」についてでございます。

現在、検討委員会の報告書の取りまとめをしているところでございますが、調査や報告などの事務負担の軽減、各種会議の簡素化などにつきまして、一層の見直しを進めてまい

ります。

研修につきましては、質を落とさないように留意しつつ、研修がより効率的に実施できるよう見直しを進めてまいります。

また、保護者や地域住民の方との連携につきましては、すぐれた取組事例の情報提供などを行いながら、学校を支援してまいりたいと考えております。

次に、「今回の検討委員会のような形で、新学習指導要領が実施された後の検証は行うのか」についてでございます。

この報告書に示される負担軽減の取組を適切に実施し、その検証を行うとともに、新学習指導要領実施後に生ずる課題については、その都度対応することで、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めてまいります。

## 【質問事項】

### 5 県立学校の学校評価について

## 【質問要旨】

- ・ 評価指標は具体的に設定されているか
- ・ 課題解決にどのような効果があったか
- ・ 教職員、学校関係者で改善を意識した活用がされているのか
- ・ 県立学校評価委員は十分な情報提供や研修を受けているか
- ・ 改善方法は他校でも共有化されているか
- ・ 今後どのような検証、改善を行っていくか

## 【答弁要旨】

次に、御質問5「県立学校の学校評価について」お答えを申し上げます。

学校評価の目的は、各学校が目標を設定し、その達成の状況を検証することにより、組織的・継続的な改善を図り、それを保護者や地域の方々と共有し、学校の教育力を高めるところにあります。

さらに、この学校の取組を外部の有識者による県立学校評価委員が客観的・専門的な視点で第三者評価を行っております。

まず、「評価指標が具体的に設定されているのか」についてでございます。

評価指標につきましては、校長を中心として、すべての教職員が学校の現状をふまえて議論し、例えば、「中途退学者を減らす」など具体的に設定しております。

次に、「課題解決にどのような効果があったのか」についてでございます。

学校自己評価システムの導入後、各学校では評価指標の達成に向け、教職員が一丸となって教育活動に取り組むようになり、例えば中途退学者数の減少、大学進学者数の増加などに効果をあげております。

次に、「改善を意識した評価結果の活用がなされているか」についてでございます。

各学校では、第三者評価結果を受けて、学校関係者の意見を取り入れながら、教職員で

議論を重ね、学校の長期目標の見直しに結びつけるなど、学校運営の改善に役立てております。

次に、「県立学校評価委員が十分な情報提供や研修を受けているか」についてでございます。

県立学校評価委員には、教育局職員による過去に2年間の調査資料を事前に提供し、訪問校の状況をお知らせするとともに、評価委員会を実施し、評価基準について、共通理解を図っております。

次に、「課題に対する改善の方法が他の学校で共有されているか」についてでございます。

第三者評価結果をホームページで公表するとともに、優れた取組については、管理職研修会や教育局職員による学校訪問時などの機会を捉えて共有化し、各学校で課題解決が図られるよう努めております。

次に、「今後どのような検証、改善を行っていくか」についてでございます。

学校評価は、校長のリーダーシップの下、すべての教職員が一丸となって組織的・継続的に教育活動を実施する上で重要でございます。

今後とも第三者評価を活用するなどして、検証、改善を行いながら、学校の教育力を高め、地域から信頼される特色ある学校づくりを推進してまいります。

【質問事項】

6 「道」の教えについて

【質問要旨】

- ・ 中学校武道必修化にあたり、武道経験者や指導者の経験がある専門指導員の導入、活用について伺いたい。
- ・ 芸道をより積極的に取り組むことにより、日本の伝統・文化に対する理解が深まると同時に、日本人としての心を学ぶことができると思うが、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問6『『道』の教えについて』お答え申し上げます。

まず、「武道経験者や指導者の経験がある専門指導員の導入、活用について」でございます。

武道は我が国が諸外国に誇れる固有の文化であり、礼法を重んじ、人間形成の「道」を究め、「心」を学ぶ上で大変重要なものであります。

これまで、県内の中学校では99.7%の学校で武道の授業が行われており、中学校保健体育教員の中で、武道の段位を有する教員は柔道で43.4%、剣道で14.4%でございます。

県ではこれまで、平成21年度から3年間、文部科学省の委託を受け、地域の武道経験者と連携した実践研究を行い、その成果を県内市町村教育委員会及び中学校に周知し、有効活用されるよう努めてまいりました。

この研究の中で、生徒は地域の武道経験者から、技術指導とともに、「心」を学ぶ機会を得て、貴重な体験となるとともに、学校においても今後の指導に生かす絶好の機会となりました。

すでに、国では文部科学省から警察庁に対して、武道指導において警察官OBに協力依頼を行っており、県でも、各武道団体や警察、自衛隊から研修会への協力や、指導者派遣の協力の申し出を受けております。

今後は、各市町村教育委員会に対し、これらの情報を提供するなど、武道経験者や専門

指導員の導入、活用に向けて働きかけを行ってまいります。

次に、「芸道」についてでございます。

茶道や華道などをおして、日本の伝統と文化に対する理解を深め、日本のよさ、日本人としての精神や美意識を学ぶことは、大切なことであると考えます。

改正された教育基本法では、教育の目標の一つに伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことが定められました。

このことを受け、小学校では、日本の伝統と文化を学習する中で、地域の方々に教えていただきながら、茶の湯や生け花などを体験する活動を行っている学校もございます。

また、中学校では、茶道や華道の部活動において、茶の入れ方やもてなしの仕方、花の生け方などの作法を学ぶとともに、文化祭などで地域の方々を招いて、活動の成果を披露している学校もございます。

県の指導用資料では、小学校社会科における室町文化の指導例として、茶道や華道を体験させる実践を取り上げております。

この実践では、もてなす側とそれを受ける側がお互いに思いやりの心をもつことや、茶道や華道が現在まで脈々と受け継がれていることをどのように指導していくのかを示しております。

今後とも、児童生徒が、議員お話の「芸道」を含めた我が国の伝統と文化に積極的に関わり、日本人としての心を学ぶことができるよう努めてまいります。

**【質問事項】**

7 県内の中小企業支援について

**【質問要旨】**

- ・ 円高の長期化、電気料金の値上げ、原油高騰の懸念等、まだまだ予断を許さない状況が続くことが予想される。そこで、昨年頻発した自然災害など、国内外を問わず突発的事象への対応も含め、どのような対策をお考えか。
- ・ 中所企業金融円滑化法が来年3月まで延長される見込みですが、景気、業績の回復が無ければ、倒産の先送りとも考えられる。期限切れ後の各企業の動向が心配されるが、その対策をどのようにお考えか。
- ・ 海外への進出を企業単位ではなく、集団として工業団地への進出を図るなど、より多くの企業が更なる可能性を広げるような施策は検討しているのか伺いたい。

**【答弁要旨】**

御質問7「県内中小企業への支援について」お答えを申し上げます。

まず、円高の長期化、電気料金の値上げ、原油高騰の懸念さらには自然災害などの突発的事象への対策についてでございます。

中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う国内市場の縮小や国際競争の激化、さらには円高の長期化など様々な要因が加わって大変厳しい状況でございます。

こうした環境変化に対しましては、想定される影響に応じてそれぞれ対応を考えていく必要があります。

例えば、電気料金の値上げや原油の高騰などは企業のコストアップに直結し、収益性や資金繰りの悪化につながります。

そこでまずは、生産工程を見直して生産の効率化を図ったり、設備お省エネ化などに取り組むことが必要で、専門の技術アドバイザーを直接企業に派遣する必要なども生じてまいります。

また、運転資金などの資金需要に対してもしっかりと対応していくことが必要となります。



次に円高への対応ですが、現在のような円高水準のもとでは世界に通用するような技術や製品で勝負していくことが求められており、新製品や新技術開発など企業のイノベーションをより一層進めていく必要があります。

このため、企業の研究開発に対して助成するほか、来年度からは研究成果の商品化に向けた金融支援も拡充してまいります。

また、海外市場への進出支援も重要です。このため、中国に加えてタイやベトナムなどアセアン市場への進出を目指す企業の支援にも取り組んでまいります。

次に自然災害などの突発的事象への対応ですが、東日本大震災やタイの洪水の際にはサプライチェーンが崩壊し、世界的に自動車部品などの供給がストップしました。

まずはこうした経験を教訓に、通常時から複数のサプライチェーンを確保しておくとか、あるいは生産拠点を分散化するとか、事前に様々な対策を講じておく必要があると考えております。

次に、中小企業金融円滑化法が来年3月に期限切れした後の対策でございます。

県では、これまでも中所企業の金融の円滑化を図るため、借換資金の用件を拡充するとともに制度融資の一部について損失補償期間の延長などを行ってまいりました。

金融円滑化法の効力失効後、金融機関によっては金融円滑化への姿勢が変化することも予想されます。

そのため、中小企業においては、あらかじめ経済環境の変化に対応した経営の改善や業態の転換を進め、体質強化を図っておくことが重要だと考えております。

県としましては、これまで以上に金融機関のコンサルティング機能の発揮を促すとともに、経営や生産の合理化、新技術や新商品開発、さらには今後成長が見込まれる新分野への進出など企業の経営革新をしっかりと支援してまいります。

次に、海外進出など、より多くの企業が更なる可能性を広げるような施策は検討しているのかについてでございます。

県内中小企業は、特殊な部品加工や表面処理技術などを得意とする企業がほとんどです。

それぞれの優れた技術を持った企業が連携することで高品質の部品を生産できることが本県製造業の特徴となっております。

海外進出を支援する上では、これらの企業の特徴あるいは日本での取引関係を活かせるような進出を促進することが効果的であると考えております。

今年度、集団進出の可能性を探るため中国の工業団地等に企業訪問団を派遣しました。

単独では厳しくとも、上海ビジネスサポートセンターなどとの連携により集団での進出であれば検討したいという声も聞かれました。

すでに、上海市近隣の丹陽市の工業団地には、県内企業が5社進出しております。

県としましては、今後さらに県内企業の声聞きながら、上海市周辺や来年度サポートデスクを設置する予定のベトナムなどへの県内企業の進出を積極的に支援してまいります。

**【質問事項】**

8 地元問題について

(1) 中核市への移行に向けた支援について

**【質問要旨】**

時代や地域といった現場ニーズに応える、積極的かつ柔軟な指導、支援を期待しているが、今後の支援体制について伺いたい。

**【答弁要旨】**

御質問8「地元問題について」の(1)「中核市への移行に向けた支援について」お答えを申し上げます。

中核市移行は、保健所の設置など約2千条項に及ぶまとまった権限が移譲され、市の総合行政の一層の推進が図られるものです。

県の権限移譲方針の観点からも越谷市の中核市移行が望ましいことから積極的に支援してまいります。

県と越谷市は、昨年9月に「中核市移行に関する埼玉県・越谷市事務担当者連絡会議」を設置し、中核市への移行を円滑に推進するため関係課室による協議、調整を開始しました。

連絡会議の設置は、川越市の中核市移行の際には移行の2年前でしたが、今回は越谷市から要望を受けて、移行予定の4年前という早期の立ち上げとし十分な準備期間を確保しております。

今年度は連絡会議を2回開催し、中核市移行に関する作業項目や準備スケジュールを協議し、現在、県と市で具体的な対象事務の洗い出しを進めております。

今後も、この連絡会議で、県からの移譲事務や条例整備など多岐にわたる事項を協議し、準備事務の円滑な調整を図ってまいります。

県といたしましては、この連絡会議などを通じ越谷市の意向やニーズを適切に把握し、市職員の実務研修受け入れや県職員の派遣など必要な支援を行ってまいります。

そして中核市指定のための国との協議に向けて越谷市をきめ細かくサポートし、越谷市

の中核市移行の実現に積極的に取り組んでまいります。

**【質問事項】**

8 地元問題について

(1) 中核市への移行に向けた支援について

**【質問要旨】**

- ・ 専門的な人材の確保が必要な保健所に関連する今後の人的支援について伺う。

**【答弁要旨】**

御質問8「地元問題について」の(1)「中核市への移行に向けた支援について」お答えを申し上げます。

専門的な人材の確保が必要な保健所に関連する今後の人的支援についてでございます。

川越市が保健所を設置した際に、県は獣医師や薬剤師などの専門職員を総勢33名派遣するとともに、実務研修のために保健師や臨床検査技師など9名の市職員を受け入れております。

さらに、新型インフルエンザウイルスや食品に含まれる有害物質の高度な検査につきましては、市からの依頼に基づき、引き続き県衛生研究所が実施するなど支援を行っております。

越谷市の保健所設置に対する人的支援でございますが、昨年6月に越谷市長から中核市への移行に向けた協力要請を受け、直ちに協議を始めております。

川越市の場合と比較しても2年ほど早く協議を開始し、これまで4回協議を行っております。現在、市の要望を受けながら平成25年度からの市職員の研修受入れなどを具体的に検討を進めております。

今後とも連携を密にし、平成27年度の保健所設置が円滑に進むよう積極的に支援をしてまいります。

**【質問事項】**

8 地元問題について

(2) 「平成の並木道」について

**【質問要旨】**

- ・ 平成の並木道について、越谷市内で具体的にはどのような取り組みがなされているのか、環境部長に伺う。

**【答弁要旨】**

次に、御質問8「地元問題について」の(2)「『平成の並木道』について」お答えを申し上げます。

この並木道の整備は、県民健康福祉村からしらこぼと水上公園を結ぶ末田大用水の沿道の活用を考えております。

末田大用水の改修に伴い整備した遊歩道に植栽を行うことで、地域住民が憩いと安らぎを感じることができる空間を創り出したいと思っております。

この区間の遊歩道整備の進捗状況ですが、県民健康福祉村から国道463号までの延長1.2キロメートルの区間のうち、未整備の約800メートルを県の水辺再生100プラン事業として整備を進めております。

また、国道463号バイパス以北の延長約600メートルの区間につきましては、越谷市で既に遊歩道を整備済みであり、一定の間隔でハナミズキが植栽されております。

これらを合わせると今年度末までに全区間延長約4キロメートルの半分で遊歩道が整備されることとなります。

今後、並木の整備では、落ち葉対策や剪定などの維持管理上の課題があるため、遊歩道や用水路を管理する越谷市や土地改良区など、地元の皆様の御理解、御協力が必要でございます。

今後とも引き続き、残りの区間も含め地元と協議・調整を図り、末田大用水の沿道を活用して並木道の整備を努めてまいります。

